みんなの声でうごかす

勤勉手当の支給

3年間公募要件廃止

病気休暇の有給化

「ほこイカちゃん」

署名でもっともっとみんなの願い届けよう

自治労連
日本自治体労働組合総連合
〒112-0012
東京都文京区大塚4-10-7
自治労連会館
TEL 03−5978−3580
FAX 03−5978−3588

年　　月　　日

総務大臣　様

会計年度任用職員、公務公共関係労働者の雇用安定と処遇改善を求める署名

総務省は、「公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を前提とすべき」としながら、実際に自治体職場では、会計年度任用職員や業務委託・指定管理者で働く職員も多くおり、その多くが自治体正規職員と同様に専門的、本格的業務を担い、自治体・公務公共業務になくてはならない重要な役割を果たしています。

しかし、会計年度任用職員の雇用は、国の期間業務職員と同様に上限回数を問わない再度の任用が可能となったものの、原則１年の任用期間は変わらず、不安定な状況にあります。同様に自治体公務・公共関係職場で働く職員も委託等の契約期間の更新などで雇用が不安定な状況にあります。

また、会計年度任用職員の賃金の４月遡及改定や「勤勉手当」の支給を実現し、私傷病休暇の有給化をこの間実現してきましたが、賃金や休暇制度などで正規職員との不合理な格差は解消されていません。同様に自治体公務・公共関係職場で働く職員も自治体水準を下回る実態があります。

自治体に働くすべての職員の身分保障を図り、雇用の面でも賃金・処遇の面でも安心して働くことのできる制度の実現、あらゆる不合理な格差の解消、同一労働同一賃金の実現は待ったなしです。

つきましては、以下の要求について速やかに改善するよう求めます。

要求項目

１．賃金、諸手当、休暇制度などの労働条件や福利厚生におけるあらゆる不合理な格差をなくすこと。

２．会計年度任用職員が安心して働き続けられるようにするため下記の通り改善すること。

①事業や業務が予め短期で終了することが明らかなものに従事させる場合を除き任期の定めをなくすこと。当面、無期転換できるようにすること。

②恒常的、継続的、専門的な職を担う会計年度任用職員を正規職員に任用替えすること。

③任期の定めのない短時間公務員制度（短時間正職員制度）を創設すること。

３．自治体公務・公共関係職場（外郭団体職員、地方独立行政法人職員、業務委託、派遣社員など）で働く労働者の賃金・労働諸条件は自治体職員の水準を下回らないことを原則に対応すること。

氏　　名

（この署名は目的以外には使用しません）

自治労連
日本自治体労働組合総連合
〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館
TEL 03－5978－3580　FAX 03－5978－3588

〈団体名〉